

地域活性化シニア起業人の創設等（R7.4～）

- 都市部の企業で活躍した、主にシニア層を対象とする「**地域活性化シニア起業人**」をR7.4から創設
- また、**三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市**に所在する企業の社員等も（受入自治体と派遣元企業が同一道県内に所在しない場合に限り）も対象に追加

地方自治体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

（対象：1,375市町村）

上記①②のうち、
政令市、中核市及び県庁所在市
以外の市町村

（※企業が受入団体と同一県内に
所在する場合を除く）

協定または契約締結



契約締結



協定または契約締結



三大都市圏に所在する企業

○特別交付税

- ① 企業派遣型（上限590万円/人 等）
- ② 副業型（上限200万円/人 等）

（従来制度）

退職



地域活性化シニア起業人

○要件

- ・自治体と企業を退職した**個人**が契約を締結
- ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**（リモート可）
- ・受入自治体における現地滞在日数は**月1日以上**

○特別交付税：副業型と同様

退職



三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市の企業

○要件

- ・企業が所在する同一道県内以外の市町村と協定締結または契約締結が可能

○その他の要件・特別交付税：現行制度と同様

- ① 企業派遣型（上限590万円/人 等）
- ② 副業型（上限200万円/人 等）

（対象拡大）